

令和5年3月23日  
定例記者会見資料  
新型コロナウイルス感染症市対策本部  
(新型コロナウイルス感染症対策室・危機管理防災課)

## 上田市職員等の新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和5年3月10日発出(3月13日施行)

新型コロナウイルス感染症上田市対策本部長

### 1 趣旨

政府による新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型の見直しや、マスク着用の考え方の見直しが見られる中で、職員及び庁舎等施設の感染対策についてガイドラインを定め、引き続き、感染拡大防止に取り組むもの。

### 2 感染対策のガイドライン

#### (1) 市職員のマスク着用について

重症化リスクが高い方と接する場合などマスク着用が推奨されている点や、事業所における感染対策としてマスクの着用を従業員に求めることは許容されている点を踏まえて、市民への感染や職員間の感染防止対策として「市職員は原則、就業中はマスクを着用する。」

#### (2) 庁舎等市有施設の感染対策について

設備等	方針
アクリルパーティション (受付カウンター、相談室、休憩室等)	設置を継続
手指消毒薬及び体温測定器	設置を継続
什器等の消毒 (受付カウンター等、特に来庁者が利用する箇所)	実施を継続
室内換気	実施を継続 ※機械換気の場合は不要

#### (3) 市主催の審議会、研修会等の感染対策について ※受付での手指消毒薬設置は継続

区分	マスクの着用
審議会、研修会等主催事業	原則着用 ※但し市民等参加者は個人の判断とする

### 3 対応期間

国及び県の考え方や感染症法上の位置付けを踏まえて、上記対応方針の実施期間は以下とする。

【対応期間】 令和5年3月13日から令和5年5月7日までの間

(国・県の方針の変更や感染症のまん延等の状況に応じて見直すこととする。)